

コンプライアンス規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）におけるコンプライアンスについて規定する。

(定 義)

第2条 この規則において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、日連規則（定款、規則・ルール等全てを含む）、取引に関わる契約、約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(運営方針)

第3条 日連及び加盟団体の役員、委員及び職員並びに登録競技者（以下「役職員等」という。）は、別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の運営方針の一つとして認識して、業務の推進に当たるものとする。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、前条の方針をふまえ、法令、日連規則を厳守することはもとより、社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役職員等の禁止事項)

第5条 役職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令及び日連規則に違反する行為
- (2) 他の役職員等に対して法令及び日連規則に違反する行為を指示又は教唆する行為
- (3) 他の役職員等の法令及び日連規則に違反する行為を黙認する行為

(相談・通報)

第6条 役職員等は、他の役職員等が前条に違反する行為を行ったことを知ったときは、速やかに倫理・資格審査委員会又は日連が別に定める窓口に相談又は通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第7条 日連は、倫理・資格審査委員会の審議に基づき、第5条の規定に違反した役職員等

を懲戒に関する規則に照らし懲戒処分に付するとともに、日連に損害を与えた役職員等に対して損害の賠償を求めることができる。

2 役職員等は次に掲げることを理由として責任を免れることは出来ない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 日連の利益を図る目的で行ったこと

(教育研修)

第8条 日連は、役職員等に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育・研修を行うものとする。

(機密保持義務)

第9条 倫理・資格審査委員会及びコンプライアンス委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規則は、平成31年2月2日から施行する。

この規則は、令和4年10月2日から改正施行する。